

# 原動機付自転車・小型特殊自動車標識交付証明書

標識番号	大一吹田市F〇〇〇〇	登録年月日	平成29年〇月〇日
所有者	氏名 (名称)	吹田 太郎	
	住所 (所在地)	大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 101	
使用者	氏名 (名称)	吹田 太郎	
	住所 (所在地)	大阪府吹田市泉町1丁目3番40号 101	
定置場			

車名	〇〇〇	型式認定番号	
車種	原動機付自転車 第1種		
総排気量 定格出力	50 cc		
車台番号	〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇		

上記のとおり証明します。

平成29年〇月〇日

吹田市長

〇〇 〇〇



## < 留意事項 >

- あなたの申告に基づき交付いたしました標識交付証明書と標識（ナンバープレート）は、今後、廃車や譲渡されるときに必要なになりますので、保管や取り扱いに注意してください。
- 以下の事項が生じた場合、速やかにその旨の申告が必要です。  
申告がない場合は所有されているものとして、毎年税金を納めていただくことになります。

※軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有されている人に課税され、年度途中で廃車されても払い戻しはありません。

事項	申告に必要なもの
・スクラップ廃車 ・他人に譲渡する場合 ・吹田市外への転出	・標識交付証明書 ・標識 ・印鑑
・吹田市内に住む人 どうしの名義変更	・標識交付証明書 ・標識（新しい標識にかわります） ・印鑑（新・旧両所有者） *新所有者の住民登録が吹田市にない場合 ・住民登録のわかるもの（免許証等） ・現在の居住地のわかるもの（郵便物等）
・吹田市内での転居	・標識交付証明書 ・新住所を確認できるもの
・盗難にあわれた場合	・標識交付証明書 ・印鑑 *警察への盗難届も必要です。
・標識の紛失や破損 (標識再交付)	・標識交付証明書 ・標識弁償金 ・印鑑 ・破損した標識

※印鑑は個人は認印、法人は会社印又は代表者印（法人名が記載されたもの）。

※標識交付証明書のない場合は車台番号の石ずり（車台番号の拓本）が必要になります。（スクラップ廃車及び盗難の場合は除く）

ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

—お問い合わせ先—

吹田市役所 税制課  
〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号  
電話 06-6384-1244（直通）